「Y956」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3077	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	30kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	5kg			
		金属製容器	5kg			
		紙袋	5kg			
		プラスチック袋製容器	5kg			
		ファイバ製容器	5kg			

㈱1）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
2）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「957」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	単一容器及び複合容器		
	包装物当たりの許容質量		容器の種類
	旅客機	旅客機以外の航空機	
1841，3314	100kg	200kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，4C1，4C2，4D，4F，4G

㈱　金属製容器以外の容器については、密封されたプラスチック製の内張りがされているものに限ること。

「958」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	単一容器及び複合容器	
	包装物当たりの許容質量	容器の種類
2071，2590	200kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，3A2，3H2，4C2，4D，4F，4H1，4H2，4G，5H3，5H4，5L3

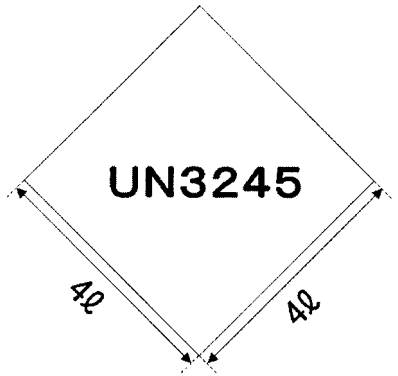
㈱1）硬質の容器は、粉末が漏えいしないものに限ること。
2）国連番号が2590の物件については、パレットに積付け、プラスチックシート又はファイバ板で全体を被覆し帯締めにて固定すること。

「Y958」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
2071	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	30kg（包装込みの質量）	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	5kg			
		金属製容器	5kg			
		紙袋	5kg			
		プラスチック袋	5kg			
		ファイバ製容器	5kg			

㈱1）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
2）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「959」は、次の容器及び包装等を示す。
1）内装の容器及び包装の構成は次の通り。
ア）第一次容器及び第二次容器（輸送許容物件が漏えいしないものに限る。）
イ）吸収材（液状の輸送許容物件の場合であって、第一次容器及び第二次容器の間に詰め、当該液状の輸送許容物件を十分吸収できる量のものに限る。）
ウ）２個以上の第一次容器が１個の第二次容器に収納される場合、第一次容器間の接触がないように個々に包装するか、又は分離して包装すること。
2）外装容器は、硬質のもので、少なくとも直方体の一面は各辺10cm以上とすること。
3）包装物の表面に国連番号を次の様式により表示しなければならない。



部分	色彩
地	白又は適切な色
線	黒

注１　線の幅は２ミリメートル以上、ℓは1.25センチメートル以上とする。
２　文字及び数字の高さは６ミリメートル以上とする。